

新たな公益法人へ

～公嘱協会は、「新生！公益社団法人」として生まれ変わりました～



全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

[略称：全公連]

〒112-0013 東京都文京区音羽1丁目15番15号シティ音羽2階205号室

TEL 03-5976-6761 FAX 03-5976-6762

公益社団法人 公共嘱託登記土地家屋調査士協会

昭和60年の土地家屋調査士法の一部改正により、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の専門的能力を結合して、官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣認可のもと、各都道府県に社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会は設立されました。

その後、公益法人制度改革関連法の一つである平成20年12月1日施行の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律により公益社団法人への移行申請をした結果、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき公益性を認定され、公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「協会」という。)として移行登記をしております。

新たなる公益社団法人となった協会は、これまでの運営以上に経理的基盤の安定、技術的能力(社員である土地家屋調査士の技術的能力)の徹底、関係法令等の遵守に心がけ、下記の行動規範を掲げて活動しております。

■ 1. 協会は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号) 第4条の認定・認可を受けた事業者である

- ・ 不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する
- ・ 協会社員の全員が土地家屋調査士であり、その専門能力を結合した法人として、官公署等による不動産の表示に関する登記の適正かつ迅速な実施に寄与する
- ・ 土地の位置や筆界を明確にし、不動産取引の安全を図ることにより、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する

■ 2. 協会の持つ組織力を最大限発揮すること

- ・ 地域全域を組織的にカバーしているため、土地家屋調査士が不在の地域において、公共事業に伴い大規模かつ大量に公共嘱託登記が発生しても、常に対応できる体制を整えている
- ・ 事業を取り扱う適任の社員を複数選定し、相互点検を徹底しつつ処理している
※専門事業者損害賠償責任保険に加入

■ 3. 将来にわたり信用力、信頼性の維持・向上につとめる

- ・ 協会は事業活動の継続性を担保する
- ・ 大規模かつ大量、複雑困難な業務であっても完全な業務履行を保証する
- ・ 万一、過失等により損害が発生した場合であっても、補償について組織的な対応が可能となっている

■ 4. 事業活動の透明性を担保する

- ・ 各法務局、各地方方法務局及び公益認定を受けた行政庁の監督のもとに協会運営を行う
- ・ ホームページ等において、協会の事業活動に関する情報公開をしている

協会の公益目的事業

1. 公共嘱託登記に係る受託事業

協会は、官公署等からの依頼を受けて、土地の分筆登記や建物の表題登記等の不動産の表示に関する登記について、必要な土地又は家屋に関する調査又は測量を行い、登記の嘱託手続きについて法務局に提出する書類又は電磁的記録を作成し、登記嘱託手続きの代理業務を行います。

具体的な業務処理の流れは、以下のとおりです。

事前調査

関係官公署及び民有の資料図書等の調査・分析



筆界確認

官民・民民界の境界立会協議・確定



測量

登記基準点測量、地積測量、建物測量、分割測量、復元測量等、境界標設置



成果品作成

地積測量図、不動産登記規則第93条報告書、計算製図、建物図面作成



登記申請

登記所に申請、登記完了証受領



成果品納入

納入図書等の最終検査、納品

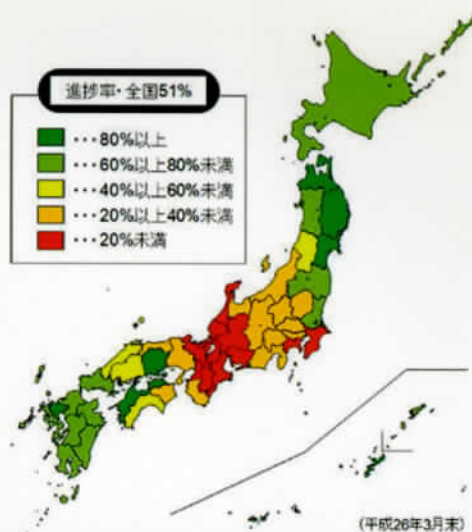
2. 地図整備の促進等に係る受託事業

不動産の物理的状況は、登記記録の表題部に登記されますが、その不動産が現地のどこに所在し、どのような形状、区画になっているかは、最終的には、地図を用いることによって最も確に把握することが可能となります。

しかしながら、登記所備付地図(現地復元性のある正確な地図)は、登記所に保管されている地図全体の約51%(平成26年3月調べ)にとどまっているため、その整備を促進しなければならないところ、地図の作成のためには、広範囲において、一筆ごとの筆界を確認する等の複雑困難な作業が必要となるため、多数の専門有資格者が組織的に適正迅速に処理する必要があります。

協会は、公共的な事業である地図作成作業を行う専門家集団として、地図作成作業によって、土地の位置や筆界が明確でない地域の地図を整備することにより、所有権の範囲を明確にし、不動産取引の安全を図るという点において、不特定多数の者の利益に貢献しています。

全国の地籍調査の実施状況



このページに掲載している進捗率は、国で把握している数値です。土地の境界明確化にあたっては、地籍調査の他にも、国による登記所備付地図作成作業等を行っております。

地域ごとの実施状況

全国の地籍調査の実施状況は、地域間の進捗の差が大きくなっています。北海道、東北、中国、四国、九州の各地方では調査が比較的進んでいますが、関東、中部、北陸、近畿の各地方では大幅に遅れています。



地籍調査進捗率 (平成25年度末時点、H26.3月調べ)

国土交通省地籍調査 Web サイトより抜粋

3. 土地の境界及び公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業

協会では、土地の境界及び公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業等、自主事業を行っています。

- (1) 官公署等の担当職員や一般の方を対象とした研修会・公開セミナー・シンポジウムを開催
- (2) 官公署等からの依頼により、社員を講師として派遣
- (3) 不動産登記及び土地の境界に関する市民無料相談会の開催
- (4) 境界標埋設事業
- (5) 登記基準点設置事業
- (6) 防災及び災害時支援事業

※注：協会が行う自主事業については、末尾の加盟協会にそれぞれお問い合わせください。

境界標埋設事業



登記基準点設置事業



各種研修会



※登記基準点とは

土地家屋調査士が登記手続きをする際に、一筆地の筆界に世界測地系による国家座標値を付与することを目的として設置する測量基準点を「登記基準点」といいます。不動産登記規則第77条第1項第7号の基本三角点等に含まれる旨、法務省民事局長より通達が発出されています。

4. 実例で見る地図整備の効果

- (1) 明治9年から13年にかけて作成された改租図といわれる地図です。全国でも有名な、道後温泉周辺をあらわしています。中央の四角部分が本館です。この約140年前に作成された地図の劣化を防ぐため、ポリエステルフィルムに転写した地図が、登記所備付地図として登記処理に使われていました。しかし、地図の精度も悪く、地図と現地とのかい離状態が大きいため「地図混乱地域」となっていました。



- (2) 下の写真は地図作成が行われる以前の、道後温泉本館の景観です。愛媛県における観光地の表看板であるため、早急な観光基盤の整備や、観光施設の拡充が求められていましたが、地図混乱地域であったため、公共事業の実施が困難となっていました。



- (3) 平成17年に法務局により登記所地図作成作業が実施され、地図混乱が解消されました。地権者の立会いを得て、正確な数値地図である登記所地図が備わったことにより、これまで実施が困難であった公共事業も円滑に行われ、また観光事業の基盤整備を進めることも可能となりました。右上の四角で囲まれた部分が、道後温泉本館を図示しています。



※ピンク部分が
道後温泉本館

- (4) 地図作成後の、道後温泉本館周辺の景観です。本館前の県道が迂回され、本館前周辺は市民の憩いの広場として開放されました。また、地図が整備されたことにより、観光基盤の整備が可能となり、魅力ある観光地として生まれ変わりつつあります。こうした取組みは世界的に評価され、有名なミシュラン・ガイドブックでは、四国で唯一「道後温泉本館」が三ツ星を獲得し外国からの観光客やリピート率も増加しているとのこと。



※上記矢印から
の風景

不動産の表示にかかる登記の代理業務について

1. 不動産の表示にかかる登記の代理業務は、土地家屋調査士の専管業務です

- (1) 表示に関する登記に必要な調査・測量・申請手続きの代理業務(土地家屋調査士法第3条第1項の業務)は、土地家屋調査士(個人事務所)、土地家屋調査士法人、公共嘱託登記土地家屋調査士協会以外の者は業として行うことができません。

土地家屋調査士法(昭和25年7月31日法律第228号)より抜粋)

(業務)

第3条第1項 調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- (1) 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
- (2) 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理
- (3) 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5号において同じ。)の作成
- (4)～(5) 省略
- (6) 前各号に掲げる事務についての相談
- (7)～(8) 省略

- (2) 株式会社や有限会社は、「土地家屋調査士法に規定される業務」を受託することはできません。(会社の代表者が土地家屋調査士の場合、あるいは従業員として土地家屋調査士がその会社に在籍している場合でも、受託することは禁じられています。)

上記同法より抜粋

(非調査士等の取締り)

第68条第1項 調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者(協会を除く。)は、第3条第1項第1号から第5号までに掲げる事務(同項第2号及び第3号に掲げる事務にあつては、同項第1号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。)又はこれらの事務に関する同項第6号に掲げる事務を行うことを業とすることができない。

土地家屋調査士会モデル会則より抜粋

(非調査士等との連携の禁止)

第89条 会員は、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に、自己の名義を貸与する等他人をして調査士の業務を取り扱わせるよう協力し、又は援助してはならない。

2. 官公署等の受託事業について(平成27年1月現在)

協会は、土地家屋調査士法第63条により設立され、同法64条により、官公署等の依頼を受け、業務を行います。なお、法令により、国または地方公共団体とみなして不動産登記法が準用される諸団体等は以下のとおりです。

上記同法より抜粋

(設立及び組織)

第63条第1項 その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である調査士及び調査士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

- (1)～(3) 省略

(業務)

第64条第1項 協会は、第63条第1項に規定する目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事務(同項第2号及び第3号に掲げる事務にあつては、同項第1号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。)及びこれらの事務に関する同項第6号に掲げる事務を行うことをその業務とする。

(1) 法令により国、または地方公共団体とみなして不動産登記法が準用される諸団体

1. 広域臨海環境整備センター 2. 地方住宅供給公社 3. 地方道路公社 4. 土地開発公社 5. 公営企業型地方独立行政法人 6. 日本年金機構 7. 以下の独立行政法人(国からの承継時のみ準用される法人を除く)

●独立行政法人国立病院機構 ●独立行政法人地域医療機能推進機構

(2) 法令により不動産登記法が準用される諸団体土地家屋調査士法施行令(昭和54年12月21日政令第298号)から抜粋 最終改正:平成26年3月28日政令第95号

(法第63条第1項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者)

第4条 法第63条第1項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。

	公共の利益となる事業	事業者・施行者
1	土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業	●土地改良区、●土地改良区連合、●農業協同組合、●農業協同組合連合会、●農地利用集積円滑化団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体(同法第4条第3項第1号口に規定する農地売買等事業を行う者に限る。)をいう。第7号において同じ。)であつて一般社団法人若しくは一般財団法人であるもの、●農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。第8号及び第15号において同じ。)、●土地改良法第95条第1項の規定により土地改良事業を行う同法第3条に規定する資格を有する者
2	国土調査法(昭和26年法律第180号)第2条第1項第3号の規定による地籍調査	●土地改良区、●土地改良区連合、●土地区画整理組合、●農業協同組合、●農協同組合連合会、●森林組合、●生産森林組合、●森林組合連合会、●水害予防組合、●水害予防組合連合、●漁業協同組合、●漁業協同組合連合会
3	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業	●土地区画整理組合、●土地区画整理法第3条第1項若しくは第三項の規定による施行者
4	新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)による新住宅市街地開発事業	●新住宅市街地開発法第45条第1項の規定による施行者
5	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号)第28条第1項第1号、第2号及び第4号の事業	●独立行政法人空港周辺整備機構
6	都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業	●市街地再開発組合、●都市再開発法第2条の2第1項若しくは第3項の規定による施行者
7	農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業	●農地利用集積円滑化団体(市町村であるものを除く。)
8	農業経営基盤強化促進法第7条各号に掲げる事業	●農地中間管理機構
9	農住組合法(昭和55年法律第86号)第7条第1項第1号又は第2項第3号に規定する事業	●農住組合
10	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)による防災街区整備事業	●防災街区整備事業組合、●密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第119条第1項若しくは第3項の規定による施行者
11	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)第12条第1項第1号から第6号まで及び第11号並びに第3項の事業	●独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
12	独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号から第3号まで及び第2項の事業	●独立行政法人水資源機構
13	独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)第11条第1項第1号から第16号まで並びに第2項及び第3項の事業 ※附則2に別途規定あり	●独立行政法人都市再生機構(土地区画整理法第3条第1項、都市再開発法第2条の2第1項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第119条第1項の規定による施行者である場合を除く。)
14	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第12条第1項第1号及び第2項第1号並びに日本道路公団等民営化関係法施行法第23条第1項の事業 ※附則3に別途規定あり	●独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
15	農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業	●農地中間管理機構
	附則4	●独立行政法人森林総合研究所

1. 大規模災害復興支援へのネットワーク

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源として発生したモーメントマグニチュード9.0の大地震により、東日本を中心に、死者・行方不明者約二万人、全壊及び半壊の住家被害が40万戸となる未曾有の大災害となりました。

甚大な被災を被った岩手、宮城、福島を中心に、倒壊建物減失調査、被災した土地の境界等の実態調査、法務局備付地図の復元・修正・作成事業に取り組み、復興支援に寄与しております。

また、今世紀中には東海・東南海・南海地震の三連動プレート境界型大地震や、都市直下型大地震の発生が予測されており、これらの対応が求められています。大規模災害発生時における復旧・復興支援の優先順位は、①人命などのレスキュー活動、②被災した住民の生命を維持していくための衣食料品、医薬品、通信施設や避難施設などのライフラインの復旧支援活動、③生活再建のための被災家屋調査、土地家屋など財産の再建復興事業などが考えられます。

協会の連絡調整団体である全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会（以下「全公連」という。）と全公連に加盟している協会は、今後とも予測される大規模災害時には、専門的能力を結合した公益社団法人として、防災対応を含め、上記③の復興活動に積極的に取り組んでまいります。

また、協会の災害復興支援の全国的なネットワークとして、全公連は被災地域の協会を通じて全面的に支援を行います。

なお、大規模災害発生後の復興支援活動に万全の対策を図るため、協会と地方自治体との包括的な「大規模災害発生時の復興支援協定」の締結を提案いたします。

- ・ 不動産登記法第14条地図作成や地籍調査事業による地図整備
- ・ 公共嘱託業務や地図整備による地籍データの蓄積とその利活用
- ・ 被災家屋調査、建物減失調査、土地の境界調査と亡失境界の復元作業、登記所備付地図の修正作業



東日本大震災の復興事業に取り組んでいます



平成23年8月1日、全国の加盟49協会と、全公連は「災害時における支援のための協定」を締結いたしました。

2. 地図作成総括責任者

法務局に備え付けられ、閲覧に供されている地図（不動産登記法第14条第1項地図）の作成には、広範囲において、一筆ごとの筆界を確認する等の複雑な作業が必要となるため、多数の専門有資格者（土地家屋調査士）が組織的に適正、迅速に処理する必要があります。

そこで全公連は、地図作成の過程で求められる、トータルマネジメント能力を備えた土地家屋調査士の専門家を認定し、公開することは、地図作成の発注機関に、受託者選定の際の施工能力評価および技術評価に客観性をもたらし、有益であると考え、「地図作成総括責任者制度」を平成22年度に創設しました。

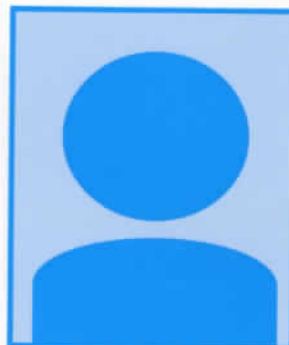
地図作成総括責任者の養成講座は、地図に関する知識および実務経験を有し、かつ作業責任者として、基本計画・作業計画の立案に関与した者を対象に講座を開設し、A講座（3日間）、B講座（3日間）を受講し、講座終了時に行うレポート審査に合格したものを「地図作成総括責任者」として認定するものです。

制度創設より今日までに170名が「地図作成総括責任者」として認定されています。

- ・平成22年度38名
- ・平成23年度33名
- ・平成24年度38名
- ・平成25年度30名
- ・平成26年度31名



地図作成総括責任者認定証



登録番号 12-34

氏名 ○ ○ ○ ○

生年月日 昭和〇〇年11月10日

本証の者は、平成22年度地図作成総括責任者養成講座を修了し、受講効果を把握した結果、地図作成総括責任者として認定する。

登録年月日 平成〇〇年4月1日

有効期限 平成〇〇年3月31日

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会



全公連に加盟する公共嘱託登記土地家屋調査士協会所在地一覧

平成27年1月1日現在

協会名	〒	協会事務所所在地	電話番号	設立年月日	社員数
神奈川県☆	220-0003	横浜市西区楠町18	(045)316-0455	昭和61. 1.29	241
埼玉☆	330-0063	さいたま市浦和区高砂二丁目3番4号 パークヒルズ高砂201	(048)824-6038	昭和61. 1. 7	319
千葉県☆	260-0024	千葉市中央区中央港一丁目23番25号	(043)204-2525	昭和61. 1.28	267
茨城県☆	319-0312	水戸市大足町1078番地1	(029)259-7402	昭和61. 2.18	164
栃木県☆	320-0036	宇都宮市小幡1丁目4番25号	(028)624-9695	昭和61. 1.23	101
群馬県☆	371-0847	前橋市大友町一丁目6番地6	(027)252-2802	昭和61. 2.10	190
静岡県☆	422-8006	静岡市駿河区曲金六丁目16番10号 静岡県土地家屋調査士会館2階	(054)203-6833	昭和61. 1.13	368
山梨県☆	400-0043	甲府市国母八丁目13番30号	(055)228-1515	昭和61. 1.14	117
長野県☆	380-0872	長野市大字南長野妻科399番地2 長野県土地家屋調査士会館4階	(026)232-3301	昭和61. 1. 4	224
新潟県☆	950-0084	新潟市中央区明石二丁目2番20号 明石ビル101号	(025)378-5601	昭和60.12.16	152
大阪☆	540-0036	大阪市中央区船越町1丁目3番6号 フレックス大手前	(06)6942-9251	昭和61. 1.28	225
京都☆	604-0984	京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地 京都土地家屋調査士会館3階	(075)222-2155	昭和61. 1.29	172
兵庫県☆	650-0011	神戸市中央区下山手通五丁目7番6号	(078)371-4630	昭和60.11. 5	262
奈良県○	630-8357	奈良市杉ヶ町47番地3	(0742)25-0122	昭和61. 1.11	127
滋賀県☆	520-0055	大津市春日町5番11号 REC大津ビル3F	(077)525-8869	昭和61. 1.29	145
和歌山県☆	640-8144	和歌山市四番丁7番地	(073)425-2907	昭和61. 1.17	132
愛知県☆	460-0007	名古屋市中区新栄二丁目2番1号 イノフィス6階	(052)212-7536	昭和61. 1.23	435
三重県☆	514-0005	津市鳥居町19番地8	(059)226-0863	昭和61. 1. 6	192
岐阜県☆	500-8115	岐阜市田端町1番地の12	(058)248-1895	昭和61. 2.13	244
福井県☆	918-8112	福井市下馬二丁目314番地	(0776)33-2731	昭和61. 1.14	75
石川県☆	921-8013	金沢市新神田三丁目9番28号	(076)291-0408	昭和61. 2.12	129
富山県☆	930-0092	富山市安田町3番3号	(076)433-9922	昭和61. 2.12	122
広島県☆	732-0057	広島市東区二葉の里一丁目2番44-301号	(082)568-2424	昭和60.12.20	152
山口県☆	753-0042	山口市惣太夫町2番2号 山口県土地家屋調査士会館2階	(083)923-5115	昭和61. 1.14	112
岡山県☆	700-0807	岡山市北区南方2丁目1番6号 岡山県土地家屋調査士会館2階	(086)223-8967	昭和60.12.21	178
鳥取県☆	680-0022	鳥取市西町一丁目314番地1	(0857)24-9977	昭和60.12.19	50
島根県☆	690-0884	松江市南田町26番地	(0852)27-8570	昭和61. 2.12	72
福岡県☆	810-0073	福岡市中央区舞鶴三丁目3番13号	(092)715-2065	昭和60.12.20	410
佐賀県☆	840-0041	佐賀市城内二丁目11番10-1号	(0952)23-4131	昭和61. 1.30	51
長崎県☆	850-0036	長崎市五島町8番7号	(095)824-0398	昭和61. 1.21	155
大分県☆	870-0045	大分市城崎町二丁目3番10号 司調会館1階	(097)534-6336	昭和60.12.27	107
熊本県☆	862-0970	熊本市渡鹿三丁目14番21号 熊本県調査士会館3階	(096)372-5366	昭和61. 1.23	190
鹿児島県☆	890-0064	鹿児島市鴨池新町1番3号	(099)256-0336	昭和61. 1.28	200
宮崎県☆	880-0803	宮崎市旭二丁目2番2号 土地家屋調査士会館2階	(0985)22-8885	昭和61. 2.10	137
沖縄県☆	900-0021	那覇市泉崎二丁目1番地4 大建ハーバービューステーション301	(098)854-1532	昭和61. 1.31	109
宮城県☆	980-0802	仙台市青葉区二日町18番3号	(022)263-0388	昭和61. 1.17	198
福島県☆	960-8107	福島市浜田町4番16号	(024)525-1055	昭和60.12.12	169
山形県☆	990-0041	山形市緑町一丁目4番43号	(023)625-4976	昭和61. 1.31	108
岩手県☆	020-0816	盛岡市中野一丁目20番33号	(019)625-3200	昭和61. 1.13	121
秋田県☆	010-0951	秋田市山王六丁目1番1号	(018)867-2188	昭和60.12.19	118
青森県☆	030-0821	青森市勝田一丁目1番15号 青森県土地家屋調査士会館内	(017)777-3060	昭和61. 1.13	68
札幌☆	064-0804	札幌市中央区南4条西6丁目8番地 晴ればれビル8階	(011)232-5040	昭和60.12.12	151
函館◇	040-0033	函館市千歳町21番13号 桐朋会館3階	(0138)26-5883	昭和60.12.13	29
旭川☆	070-0032	旭川市2条通十七丁目465番地1	(0166)23-5066	昭和60.12.16	39
釧路☆	085-0833	釧路市宮本一丁目2番4号	(0154)44-7772	昭和60.12.23	54
香川県☆	760-0033	高松市丸の内9番29号	(087)823-8882	昭和60.12.28	162
徳島県☆	770-0823	徳島市出来島本町二丁目42番地5	(088)623-7275	昭和60.12. 7	108
高知県☆	780-0928	高知市越前町二丁目7番11号	(088)823-8988	昭和60.12. 5	101
愛媛県☆	790-0062	松山市南江戸一丁目4番14号	(089)935-8933	昭和61. 1.24	197

☆…公益社団法人 ◇…一般社団法人 ○…特例社団法人